

## ● 子ども・子育て支援の事業展開

### 量の見込み(利用ニーズ)と確保方策(供給量)

#### (1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

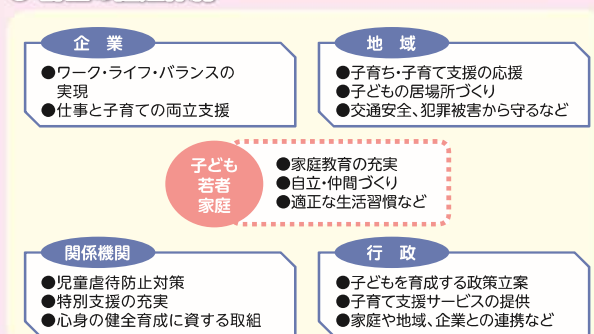
	1号認定		2号認定		3号認定	
	2020年度	2024年度	2020年度	2024年度	2020年度	2024年度
利用ニーズ	50人	50人	925人	845人	0歳 1・2歳 150人 510人	0歳 1・2歳 150人 470人
供給量	70人	70人	1070人	990人	0歳 1・2歳 170人 510人	0歳 1・2歳 170人 470人

#### (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

	2020年度		2024年度	
	利用ニーズ	供給量	利用ニーズ	供給量
利用者支援事業※1	1か所	1か所	1か所	1か所
地域子育て支援拠点事業※2	18,000人	22,500人	18,000人	22,500人
乳児家庭全戸訪問事業	280人	280人	280人	280人
養育支援訪問事業※3	70人	70人	70人	70人
一時預かり事業	4,050人	6,600人	3,750人	6,600人
延長保育事業	650人	650人	650人	650人
病児保育事業	1,700人	3,758人	1,700人	3,758人
妊婦一般健康診査	300人	300人	300人	300人
ファミリー・サポート・センター事業	280人	280人	320人	320人
放課後児童クラブ事業	383人	395人	370人	395人

- ※1 利用者支援事業……………子育て家庭や妊産婦の個別のニーズを把握して、適切な施設・事業等を円滑に利用できるよう保健センターで支援する事業
- ※2 地域子育て支援拠点事業…乳幼児と保護者が相互の交流を行う場を提供し、相談・情報提供・助言等の援助を行う子育て支援センター事業
- ※3 養育支援訪問事業……………妊娠期～育児期に特に支援が必要な家庭を訪問し、適切な養育を実施できるよう指導・助言等を行う事業

## ● 計画の推進体制



## ● SDGsへの取組

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標です。本市においては、令和元年8月に2030年のあるべき姿とその実現に向けた2019年度から2021年度までの取組を明らかにした、SDGs未来都市計画「南砺版エコレジック事業」の更なる深化～域内外へのブランディング強化と南砺版地域循環共生圏の実装～を策定しています。本計画においても、SDGs未来都市計画とも整合を図りつつ、子どもの最善の利益が実現される社会の実現を目指していきます。本計画で目指す目標のアイコンは次のとおりです。



**なんとなつ子すくすくプラン【概要版】**  
～第2期南砺市子ども・子育て支援事業計画～

発行日 ● 令和2年3月  
発行者 ● 南砺市教育委員会 子ども課  
TEL ● 0763-23-2010



# 概要版

## なんとなつ子すくすくプラン

### ～第2期南砺市子ども・子育て支援事業計画～

## ● 計画策定の趣旨

南砺市では、2015(平成27)年3月に「なんとなつ子すくすくプラン(南砺市子ども・子育て支援事業計画)」を策定し、社会情勢の変化や多様化する市民のニーズに応じた子育て支援を進めてきました。このたび、第1期計画期間が終了するにあたり、さらなる少子化対策、子育て支援の充実を図るため、新たに「なんとなつ子すくすくプラン(第2期南砺市子ども・子育て支援事業計画)」を策定しました。本計画では、本市に居住する子どもやその家族にとって「子どもの最善の利益」が実現される事業展開を目指します。

## ● 計画の位置づけ

「子ども・子育て支援法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく計画として、すべての子どもや子育てに係る様々な施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。南砺市総合計画を上位計画とし、「南砺市教育振興基本計画」「南砺市子ども貧困支援計画」等の関連計画との整合性を図りました。

## ● 計画期間

本計画の期間は、2020(令和2)年度から2024(令和6)年度までの5年間です。

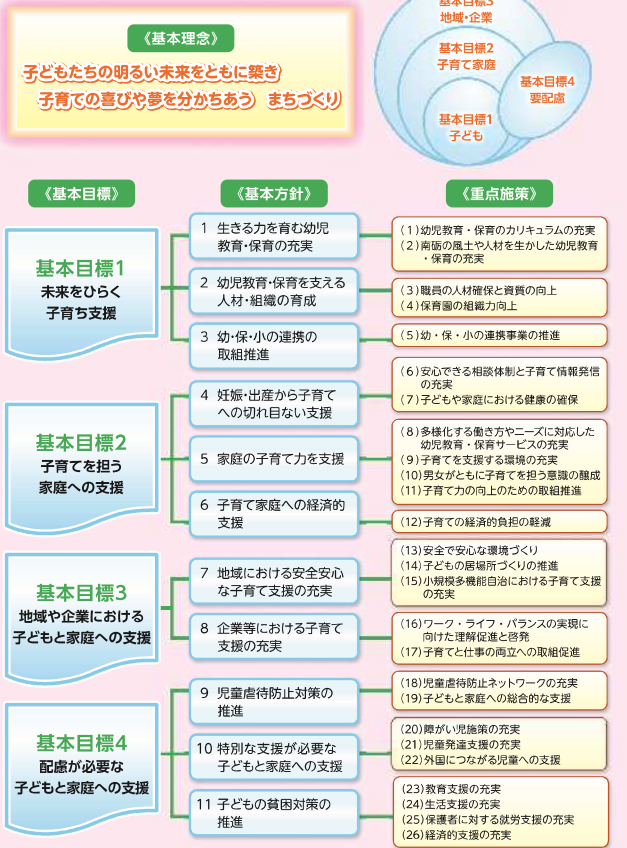
## ● 計画の基本理念

**基本理念**

子どもたちの明るい未来をともに築き  
子育ての喜びや夢を分かちあう まちづくり



## ● 施策の体系



## ● 施策の展開

### 基本目標1 未来をひらく子育て支援

#### 基本方針1 生きる力を育む幼児教育・保育の充実

本市の「保育理念」である子どもの育ちや保護者の子育てを支援し、地域の保育環境づくりを推進します。また、本市の「保育目標」に基づいた、「はじける笑顔がいっぱいで豊かな人間性をもった子どもたち」を育てます。

保育所保育指針等の「育みたい資質・能力」の3つの柱である知識や思考力、学びに向かう姿勢を培う中で、子どもの主体的な遊びや自然体験活動等を積極的に取り入れ、継続していくことで、非認知能力が育まれ、自己肯定感が高い子どもを育てていきます。

- 生きていく力の基礎を育む幼児教育・保育の充実
- 運動能力の向上
- 子どもの体験活動の充実
- 自然体験活動等の実施
- 保育園等における食育の推進 など

#### 基本方針2 幼児教育・保育を支える人材・組織の育成

保育士等の職員の確保と研修・自己研鑽による資質の向上を図り、子どもの学び・遊ぶ意欲を支える環境づくりに努めるなど、幼児教育・保育を支える資質の高い人材を育成します。

- 職員の人材確保
- 全国・県内研修への参加
- 園児の年齢に合わせた保育力の育成
- アドバイザー等による保育園の巡回訪問等の実施
- 組織力の育成・向上
- 園内研修の充実 など

#### 基本方針3 幼・保・小の連携の取組推進

就学前の子どもたちの「育ち」と「学び」をつなげていくために、幼・保・小の連携を図り小学校教育の基盤となる幼児教育・保育の充実に向けた取組を推進します。

- 保育園と認定こども園の連携
- 保育園等での小学生等との異年齢交流事業
- 幼児教育・保育と小学校の連携 など

### 基本目標2 子育てを担う家庭への支援

#### 基本方針4 妊娠・出産から子育てへの切れ目ない支援

妊娠から産後までの期間は心身ともに不安定になりやすい時期です。すべての妊産婦が、安心して出産・子育てができるよう、妊娠期からの切れ目ない支援を行います。

子育てをやる上で気軽に相談できる相手がないなど、不安や悩みを抱えながら子育てをしている保護者が、気軽に相談できる相談体制の充実を図ります。

- 女性・子ども相談室や子育て支援センターでの相談体制の充実と周知
- 保健センターでの子育て世代包括支援推進事業
- 産後ケア事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 母子保健各種健診事業 など

#### 基本方針5 家庭の子育て力を支援

保育園・認定こども園等における幼児教育・保育の提供量（受入れ枠）を確保し、待機児童を出さないように努めます。また、多様化している子育て支援サービスの充実を図ります。

子育て支援センターや放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターの機能を充実させ、顔の見えるつながりを形成することで新たな支え合いのネットワークづくりにより、保護者の負担感や不安感を軽減し、家庭の子育て力を支援します。

また、男女共同での子育て環境の実現や祖父母世代からの支援の充実に取り組みます。

- 通常及び特別保育事業の充実
- 子育て講座の充実
- 父親の育児参加を推進
- 子育て・親育ち応援事業の推進
- 中高生と乳幼児のふれあい体験
- 保護者のネットワークづくり
- 祖父母子育て講座 など

#### 基本方針6 子育て家庭への経済的支援

保護者が望む数の子どもを、安心して産み育てられる環境づくりを進めるため、子育て家庭への経済的支援や助成の拡充を検討していきます。

- 保育料の無償化・軽減
- 児童手当の支給
- 妊産婦医療費の助成
- こども医療費の助成
- とやまっ子育て支援サービス普及啓発 など



### 基本目標3 地域や企業における子どもと家庭への支援

#### 基本方針7 地域における安全安心な子育て支援の充実

地域住民が子どもと子育てへの関心・理解を高め、家庭・地域・関係機関、行政が一体となって地域社会全体で子育て家庭を支える安全・安心な地域づくりが必要です。

子育てしやすい環境と子ども安全安心の充実に向けて、地域の特性を生かしながら、保護者が地域の方々とともに協力したまちづくりを進めます。

子育て家庭と地域の交流の促進が図られ、顔の見える関係づくりを構築し、子育て中の親が孤立することなく、身近で気軽に子育ての相談ができる環境づくりを支援します。

- PTAや地域住民による通学路の防犯パトロール等の実施
- 新・放課後子ども総合プランの推進
- 児童遊具整備補助
- 子ども食堂・地域食堂などによる居場所づくりの促進
- 多世代交流事業の促進 など

#### 基本方針8 企業等における子育て支援の充実

子どもと子育てについては、企業や社会全体の取組みとしての理解と広がりをもって支援するべきであり、子育てと仕事の両立にかかる負担感や子育てでの不安を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を推進します。

- イフボス宣言推進事業
- ワーク・ライフ・バランスに関する啓発活動
- なんとやさしい子育て応援企業認定制度
- 家庭・企業・地域等への啓発活動 など

### 基本目標4 配慮が必要な子どもと家庭への支援

#### 基本方針9 児童虐待防止対策の推進

児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼします。子どもが生まれる前の妊娠時から児童虐待予防の視点をもちて支援することが必要です。また、早期発見、迅速かつ適切な対応が求められており、関係機関との連携を強化し、児童虐待防止への取組を推進します。

- 要保護児童対策地域協議会の充実
- 児童虐待の防止の啓発普及
- 子ども家庭総合支援拠点の整備
- 児童虐待の発生防止、早期発見
- 関係各課の連携強化によるきめ細かな支援の充実 など

#### 基本方針10 特別な支援が必要な子どもと家庭への支援

障がいや発達に気かりのある子どもをもつ家庭など何らかの特別な支援が必要な子どもと家庭に対し、状況に合わせた適切な支援を行うことにより、すべての子どもの幸せと健やかな育ちを支援します。

- 障がい児保育事業
- 医療的ケア児の支援の充実
- 発達や育児に関する個別相談会の実施
- 発達障がいに対する一貫した支援
- 特別支援教育コーディネーター配置事業
- 外国につながる子どもへの支援 など

#### 基本方針11 子どもの貧困対策の推進

全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進します。多様な複合的な課題を抱え、社会的孤立に陥りがちな貧困の状況にある家庭に対し、確実に支援が届くための地域ネットワーク形成を行います。教育機会の均等な提供や居場所づくりをはじめ、家庭への経済的支援や親の就労支援の実施による自立に向けた取組を推進します。

- ひとり親家庭や生活困窮者世帯等の子どもへの学習支援
- 要保護児童発達支援事業
- 若者の自立・就労支援の実施
- ひとり親家庭の父母への自立・就業支援、医療費の助成 など